

掲 載 頁	現 行 (旧)	改 定 (新)	コ メ ン ト																																		
第2編 測量・調査等業務 2編 1節測量業務 P2-1-4	2－4 諸経費 測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）ごとに求めた諸経費率を当該直接測量費（成果検定費を除く） に乗じて得た額とする。 別表第1 <table><tr><th>直接測量費</th><th>5 0 万円以下</th><th colspan="2">5 0 万円を超え1 億円以下</th><th>1 億円を超えるもの</th></tr><tr><th rowspan="2">適 用 区 分 等</th><th rowspan="2">下記の率とする。</th><th colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th><th rowspan="2">下記の率とする。</th></tr><tr><th>A</th><th>b</th></tr><tr><td>率または変数値</td><td><u>91.2%</u></td><td><u>371.23</u></td><td><u>-0.107</u></td><td><u>51.7%</u></td></tr></table> 対象額が5 0 万円を超え1 億円以下の場合の算定式 Z = A ・ X^b ただし、 Z：諸経費率（単位：％） X：直接測量費（単位：円） A、b：変数値 注）諸経費率（Z）の値は、小数2 位を四捨五入して小数1 位止めとする。	直接測量費	5 0 万円以下	5 0 万円を超え1 億円以下		1 億円を超えるもの	適 用 区 分 等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	A	b	率または変数値	<u>91.2%</u>	<u>371.23</u>	<u>-0.107</u>	<u>51.7%</u>	2－4 諸経費 測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）ごとに求めた諸経費率を当該直接測量費（成果検定費を除く） に乗じて得た額とする。 別表第1 <table><tr><th>直接測量費</th><th>5 0 万円以下</th><th colspan="2">5 0 万円を超え1 億円以下</th><th>1 億円を超えるもの</th></tr><tr><th rowspan="2">適 用 区 分 等</th><th rowspan="2">下記の率とする。</th><th colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th><th rowspan="2">下記の率とする。</th></tr><tr><th>A</th><th>b</th></tr><tr><td>率または変数値</td><td><u>95.8%</u></td><td><u>288.50</u></td><td><u>-0.084</u></td><td><u>61.4%</u></td></tr></table> 対象額が5 0 万円を超え1 億円以下の場合の算定式 Z = A ・ X^b ただし、 Z：諸経費率（単位：％） X：直接測量費（単位：円） A、b：変数値 注）諸経費率（Z）の値は、小数2 位を四捨五入して小数1 位止めとする。	直接測量費	5 0 万円以下	5 0 万円を超え1 億円以下		1 億円を超えるもの	適 用 区 分 等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	A	b	率または変数値	<u>95.8%</u>	<u>288.50</u>	<u>-0.084</u>	<u>61.4%</u>	諸経費率を改定
直接測量費	5 0 万円以下	5 0 万円を超え1 億円以下		1 億円を超えるもの																																	
適 用 区 分 等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																	
		A	b																																		
率または変数値	<u>91.2%</u>	<u>371.23</u>	<u>-0.107</u>	<u>51.7%</u>																																	
直接測量費	5 0 万円以下	5 0 万円を超え1 億円以下		1 億円を超えるもの																																	
適 用 区 分 等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																	
		A	b																																		
率または変数値	<u>95.8%</u>	<u>288.50</u>	<u>-0.084</u>	<u>61.4%</u>																																	